主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

理 由

上告代理人元林義治の上告理由について。

所論指摘の事実関係に関する原審の認定判断は、原判決挙示の証拠関係に照らして、肯認することができ、右認定判断の過程に何らの違法も存しない。<u>そして、原</u> 審の確定した事実関係のもとにおいては、本件控訴につき民訴法一五九条の規定に よる追完を認めた原審の判断は、正当と認められる。原判決に所論の違法はなく、 論旨は、すべて、採用することができない。

よつて、民訴法四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員の一致で、主文のとおり判決する。

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官	田	中	=	郎
裁判官	下	村	Ξ	郎
裁判官	松	本	正	雄
裁判官	飯	村	義	美